

- 爆発物の原料となり得る化学物質を販売・管理する事業者等に係る管理者対策の徹底・強化について（通達）

日付 令和5年3月17日

番号 警察庁丁備企発第59号

発信元 警察庁警備局警備企画課長

宛先 各管区警察局長、警視庁警備部長、警視庁公安部長、各道府県警察本部長

【概要】

本通達は、爆発物を用いたテロ等を未然に防止するため、爆発物の原料となり得る化学物質を販売・管理する事業者等に対する管理者対策について、都道府県警察に対して、対象品目及び対象事業者等を明らかにした上で、

- 対象事業者の実態把握に努めること。
 - 対象事業者等に対し、販売時における本人確認及び使用目的の確認や定期的な数量の確認と簿冊等による確実な管理等を要請すること。
 - 対象事業者等の理解と協力の確保や積極的な個別訪問の実施等に留意すること。
- 等を示したものである。